

65 歳以上及び障がいをお持ちの 60 歳以上の皆様へ

令和 7 年度 インフルエンザワクチン

新型コロナワクチン予防接種のご案内

10月から開始されるインフルエンザ・新型コロナワクチンの接種に助成があります。この予防接種は義務ではありません。希望される方はこの案内をよくお読みいただいたうえで、接種してください。

	インフルエンザ予防接種	新型コロナワクチン予防接種
助成期間	2025年(令和7年)10月1日～ 2026年(令和8年)2月28日まで	2025年(令和7年)10月1日～ 2026年(令和8年)3月31日まで
自己負担額	1,500円	4,500円
対象者	住民票が山ノ内町にあり接種当日に①または②に該当する方 ① 65歳以上の方 ② 60歳以上65歳未満の方で、一定の障がいがある方(心臓・腎臓・呼吸器機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障がい(身体障害者手帳1級程度))	
その他	生活保護世帯は無料です。(役場で事前申請が必要)	



接種の流れ

1. 事前に予約をする

実施医療機関(裏面記載)に電話や窓口で予約を行う。

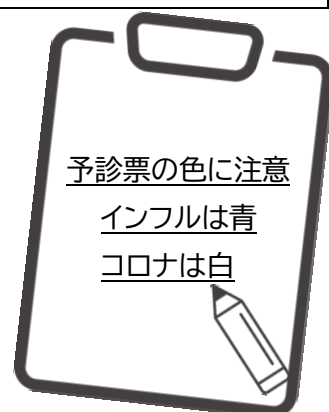
2. 予診票を記入

接種当日に自宅でこのチラシと一緒に配布された予診票を記入

※足りない場合は、健康づくり支援係(6番窓口)に用意してあります。

3. 検温をする

接種当日、平熱と比べ発熱などの症状がある場合、医療機関へ連絡する。



〈次頁へ続く〉

4.持ち物

- 記入した予診票  2枚複写です。切り離さないでください。
- 本人確認書類(資格確認証、運転免許証など)
- 自己負担金
- 健康手帳(お持ちの方のみ)
- 身体障害者手帳(障がいのある方が主治医以外で接種する場合)
- マスク

5.接種済証について

接種後、事故等の防止のため医療機関より「予防接種済証」を受け取り、お手元の健康手帳等に貼付し、他医療機関等を受診する場合は持参しましょう。

6.接種後の過ごし方

マスク、手洗い、うがいをする、室内を適度な湿度に保つこと、十分な休養とバランスの良い食事を取りましょう。

町 内 の 実 施 医 療 機 関

医療機関名	電話番号	インフルエンザ 予防接種実施	新型コロナワクチン 予防接種実施
城下クリニック	33-2041	○※予約不要	○※予約不要
城下医院	33-2360	○※予約不要	○※予約不要
城下医院すがかわ 診療所	38-1502	○※予約不要	○※予約不要

中 野 市 等 の 実 施 医 療 機 関

医療機関名	電話番号	インフルエンザ 予防接種実施	新型コロナワクチン 予防接種実施
アライクリニック	24-0601	○	○
飯田医院	22-2653	○	○ ※内科かかりつけのみ
市川内科医院	22-3366	○	○
今井こども医院	24-7755	○	×

中 野 市 等 の 実 施 医 療 機 関

医療機関名	電話番号	インフルエンザ 予防接種実施	新型コロナワクチン 予防接種実施
小田切医院	22-3054	○※予約不要	×
くまき整形外科・ リウマチ科クリニック	23-1301	○	○
高野医院	22-6810	○※予約不要	○
さかえクリニック	23-2405	○※予約不要	○※予約不要
すずきレディスク リニック	24-7887	○	×
須藤医院	22-3746	○※予約不要	○※予約不要
高橋医院	26-2171	○	○
徳竹医院	22-3202	○※予約不要	○
西原医院	22-3007	○	○※かかりつけのみ
長谷川クリニック	26-7700	○	○※かかりつけのみ
はんだクリニック	38-0861	○	×
広田医院	22-6661	○	×
北信総合病院	22-2151	○※かかりつけのみ	○
丸谷医院	26-0077	○※予約不要	×
三沢クリニック	22-5522	○	○
南谷整形外科	22-7722	○	○
油井内科医院	26-1241	○	×
木島平村診療所	82-2143	○※予約不要	○

診療時間は医療機関にお問合せください。上記以外の医療機関でも接種できる場合があります。ワクチン確保等の事情で期間中に終了する場合があります。予めご了承ください。

予防接種を受ける前に(説明書)

接種時期などについて

ワクチンが十分効果をあらわす期間は、接種後約2週間から約5ヶ月とされており、インフルエンザ流行予防のためには10月～12月中旬頃に接種することが望ましいとされています。また新型コロナワクチンと同時に接種することも可能です。

予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師や医療機関とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調の変化に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日は通常の生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒はやめましょう。
- ⑤ 予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。
- ⑥ 新型コロナワクチン予防接種においては、接種後4日程度の間に、胸の痛みや息切れ等の症状がみられた場合には、速やかに医療機関を受診してください。

予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分に聞いた上で、本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得ても本人の意思が確認できなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況により接種をしなかった場合においては、その後、当該感染症に罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりする）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。健康被害が予防接種によるものと厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要なとなる手続きなどについては、健康づくり支援係へご相談ください。